

## 1 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 第1号議案 平成27年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）
- 第5 第2号議案 北はりま消防組合行政不服審査会条例制定の件
- 第3号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第6 第4号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第7 第5号議案 北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第8 第6号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第9 第7号議案 北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10 第8号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11 第9号議案 平成28年度北はりま消防組合一般会計予算
- 第12 同意第1号 北はりま消防組合監査委員（議会議員）の選任の件

## 2 会議に付した事件

議事日程どおり

## 3 出席議員（8名）

- 1番 村井正信君
- 2番 原田久夫君
- 3番 長谷川勝己君
- 4番 河崎一君
- 5番 高橋博久君
- 6番 三宅利弘君
- 7番 長谷川幹雄君

8番 笹倉政芳君

#### 4 欠席議員（なし）

#### 5 説明のため出席した理事者（20名）

管理者

加東市長 安田正義君

副管理者

西脇市長 片山象三君

加西市市長 西村和平君

多可町長 戸田善規君

加東市副市長 吉田秋広君

消防担当課長

西脇市防災安全課長 岸本正昭君

加西市危機管理課長 石野隆範君

加東市防災課長 肥田繁樹君

多可町生活安全課長 竹内勇雄君

消防本部

消防長 石古覚君

消防部長 山本貴也君

消防部長 上田昌善君

警防部長 徳岡恒夫君

西脇消防署長 藤原正勝君

加西消防署長 服部和明君

加東消防署長 小西優司君

多可消防署長 西田藤一君

企画財政課長 清瀬明彦君

警防課長 森脇義和君

救急課長 近田俊久君

#### 6 出席事務局職員（3名）

総務課長 森本純生君

総務課課長補佐 安田英揮君

総務課主任 光明和彦君

○議長（長谷川勝己君） 皆さん、こんにちは。

少々時間は早いようでございますが、全員おそろいでございますので、ただいまから第17回北はりま消防組合定例会を開会したいと思います。

それでは、一言、開会に先立ちまして御挨拶を申し上げます。

暦の上では春とはいえ、まだまだ寒い日が続いております。

このような中でありますが、第17回北はりま消防組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、御健勝にて全員御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日召集されました定例会の付議事件は、補正予算、条例の制定7件、新年度予算、人事案件と、いずれも重要な案件ばかりでございます。何とぞ議員各位におかれましては、慎重に御審議の上、適切、妥当な結果が得られますようお願いを申し上げまして、簡単でございますが、開会の挨拶にかえさせていただきます。

それでは、開会に先立ちまして、管理者、安田正義君から挨拶をいただきます。

管理者、安田正義君。

○管理者（安田正義君） それでは、開会に当たりまして、一言、御挨拶申し上げたいと思います。

少しずつ春を感じられるようになってきたのかなという、そんな思いであります。ただ、雪はまだまだそういうわけにはいかないという、そんな時期じゃないかなと思います。

きょう、第17回北はりま消防組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、御健勝にて御参集を賜りましたこと、心からお礼を申し上げます。また、平素からこの組合の運営につきまして、格別の御理解、また御支援を賜っておりますこと、改めて、重ねて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

この冬は、気象庁は、当初、暖冬というようなことを予想しておりましたけれども、ところが、沖縄で観測史上初めて雪が降るといふ、こんなこともあったところでございます。全国各地で転倒事故、そういったことで多くの方がけがをされたという、こんなことも報告されたところでございます。

そして、阪神淡路大震災から21年が経過をしました。そして、東日本大震災から間もなく5年というような、こんな時期を迎えておるところでございます。気になりますのは、時間の経過とともに、やはり風化していく、そんな状況が見られるのではないかなというふうに思うところでございます。

ことは、申年ということで、私はいろんなところで申し上げておるんですが、申年というのはよく荒れるとか、騒ぐとか、こんな表現をされるようございまして、前回、平成16年の申年、この年は、台風の上陸が10個ということでございました。この近辺では、台風23号でした。これによって、本当に大きな被害が発生した、あの年でございました。また、新潟のほうでは、中越地震というのが発生しまして、土砂に埋もれた車の中

から、当時2歳の男の子が、地震発生から4日後でしたか、助け出されたという、こんなことがございました。ただ、お母さんとお姉ちゃんは亡くなってしまったと、ああいうことが起こったときでございます。偶然にしろ、申年、そんなことが起こっておるといふことでございます。やっぱり、偶然と言いなながらも、気を引き締めなければならんという、そんな思いがしているところでございます。

本日、私どものほうから御提案を申し上げますのは、ただいま議長のほうからも御案内がございました、平成27年度北はりま消防組一般会計補正予算（第2号）を定める件、そして、条例の新たな制定が3件、一部改正4件、さらには平成28年度北はりま消防組一般会計予算、さらに議会議員のうちからの監査委員を選任する件でございます。御審議をいただきまして、何とぞ原案のとおり御決定をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

午後2時00分 開会

### 開 会 宣 言

○議長（長谷川勝己君） ただいまの議員の出席数は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、第17回北はりま消防組議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

### 日程第1 議席の指定

○議長（長谷川勝己君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回、西脇市議会及び多可町議会におきまして、当組議会議員の変更があり、新たに3名の方が選出されておりますので、会議規則第3条第1項の規定により議長から指定をいたします。

1番、村井正信君、5番、高橋博久君、8番、笹倉政芳君を指名いたします。

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（長谷川勝己君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第60条の規定により議長から指名をいたします。

6番、三宅利弘君、7番、長谷川幹雄君の両名を指名いたします。

### 日程第3 会期の決定

○議長（長谷川勝己君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第4 第1号議案 平成27年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（長谷川勝己君） 日程第4、第1号議案 平成27年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本消防部長。

○消防部長（山本貴也君） 第1号議案 平成27年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）について、提案理由並びにその内容を説明申し上げます。

年度末を見据え、事務事業の確定及び執行見込みによる補正並びに事業の進捗状況による繰越明許費、事業費の確定による組合債の変更でございます。

それでは、お手元の補正予算書により説明申し上げます。

1ページをお開きください。

予算書の第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から、それぞれ2億7,105万2,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ25億9,505万8,000円にいたすものでございます。

続きまして、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金は、2億9,849万6,000円を減額し、24億4,660万3,000円に、第2款使用料及び手数料は、5万6,000円を増額し、266万3,000円に、第5款財産収入は、5万8,000円を増額し、13万9,000円に、第7款繰入金は、1,325万9,000円を補正計上し、第8款繰越金は、1,427万2,000円を増額し、1,437万2,000円に、第9款諸収入は、9万9,000円を増額し、532万2,000円に、第10款組合債は、30万円を減額し、1億1,270万円といたします。

続きまして、歳出です。

第2款総務費は、6万1,000円を減額し、2,702万4,000円に、第3款消防費は、2億6,982万6,000円を減額し、23億1,126万6,000円に、第4款公債費は、116万5,000円を減額し、2億5,239万4,000円といたします。

続きまして、4ページをごらんください。

第2表、繰越明許費です。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費を示しています。款消防費、項消防費、事業名 西脇消防署、出張所設計事業、金額3,300万円と、款消防費、項消防費、事業名 加東消防署土地購入事業、金額9,000万円です。

続きまして、第3表、地方債補正です。

事業費の確定により、消防施設整備事業の借入限度額を1億1,270万円に変更いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法には変更はございません。

次に、事項別明細書により御説明申し上げます。

8ページをごらんください。

歳入は、第1款分担金及び負担金は、歳出費用の減額補正により市町負担金を減額するもので、2億9,849万6,000円を減額し、24億4,660万3,000円にいたします。市町別の内訳は、9ページの説明欄のとおりです。

第2款使用料及び手数料は、諸証明等手数料5万6,000円の増加により266万3,000円です。

第5款財産収入は、財政調整基金利子2万6,000円、消防施設整備基金利子3万2,000円、合計5万8,000円の増額で、補正後は13万9,000円です。

第7款繰入金は、財政調整基金繰入金1,325万9,000円を補正計上いたします。平成27年人事院勧告分の人件費の追加額を、市町負担金の追加を求めず、財政調整基金の繰入金で確保いたします。

第8款繰越金は、前年度繰越金全額の1,437万2,000円を収入するもので、当初予算で10万円を措置していることから、差し引き1,427万2,000円の増額となります。

第9款諸収入、第2項受託事業収入の非常警報装置管理受託収入は、3万9,000円の増加となり、補正後は136万2,000円、続きまして10ページになります。第3項雑入は、保険事務手数料等の6万円の増加となり、補正後は395万9,000円となります。

第10款組合債は、消防車両更新の事業費の確定により、30万円減額の1億1,270万円となります。

12ページをごらんください。

歳出です。

第2款総務費、第1目総務費です。13節委託料は、人事給与システム改修業務委託料の減額、19節負担金、補助及び交付金は、職員採用試験実施負担金の追加、25節積立金は、基金利子の増による追加で、差し引き補正額は6万1,000円の減額とし、補正後は2,702万4,000円です。

第3款消防費、第1目常備消防費は、平成27年人事院勧告分の人件費の追加と、年度末を見据えての事業費の確定及び決算見込みによる補正となります。2,062万5,000円を追加し、補正後は19億4,732万8,000円となります。

各節の増減の主な内容ですが、3節職員手当等は、1,107万1,000円の追加となり、主な内容は、時間外手当、勤勉手当の追加と休日手当、夜間勤務手当の減額によります。

4節共済費は、730万7,000円の追加で、主なものは市町村共済組合負担金です。  
9節旅費は、112万9,000円の減額、11節需用費は、754万9,000円の減額で、主たる減額は、燃料費、光熱水費、修繕料です。

続きまして、14ページをごらんください。

12節役務費は、131万1,000円の減額で、通信運搬費の減額が主なものです。

13節委託料は、215万3,000円の追加で、情報支援システム国表改定等委託料の追加です。

14節使用料及び賃借料は、94万5,000円の減額で、機械使用料の減額です。

19節負担金、補助及び交付金は、1,164万6,000円の追加で、主な内容は、研修負担金、退職手当組合負担金の減額と行政職員派遣負担金の追加です。

第2目消防施設費は、消防車両の購入費の確定と、西脇消防署及び出張所の設計、加東消防署建設用地費の見込みにより、2億9,045万1,000円を減額し、補正後は3億6,393万8,000円とするものです。

12節役務費の112万4,000円の減額は手数料です。

13節委託料は、4,629万2,000円の減額で、設計監理委託料、地質調査業務委託料です。

17ページをごらんください。

15節工事請負費の913万5,000円の減額は東条基地局移転等工事費です。

17節公有財産購入費の2億2,669万4,000円の減額は、加東消防署建設用地費の減額です。

18節備品購入費は、消防車両5台の購入費の確定による720万6,000円の減額です。

第4款公債費、第1目公債費は、116万5,000円を減額し、補正後は2億5,239万4,000円です。借入利率確定による減額です。

18ページは給与費の明細書となっております。

以上、第1号議案 平成27年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

三宅利弘議員。

○6番（三宅利弘君） 歳入のほうの8ページ、9ページ。9ページのほうの消防費、市町負担金です。これ、加東市分で、2億4,000万余りの減額補正ということになっておりますけれども、この説明がなかったと思うんですけれども、お願いいたします。

○議長（長谷川勝己君） 山本消防部長。

○消防部長（山本貴也君）　　ここの減額につきましては、加東市の分の一番大きな理由としましては、消防施設費の中で、加東消防署用地の減額分という説明をさせていただきました。その分が減額になっておりますので、負担金につきましてもその分が減額となります。

○議長（長谷川勝己君）　　よろしいですか。  
三宅利弘君。

○6番（三宅利弘君）　　そうしますと、当然、予算のときには、この分は入っておったということですね、その負担金の中に入っておったという、そういう理解でよかったですね。

○議長（長谷川勝己君）　　山本消防部長。

○消防部長（山本貴也君）　　そのとおりでございます。

○議長（長谷川勝己君）　　ほかにございませんか。  
村井正信議員。

○1番（村井正信君）　　1番、村井です。

ちょっと何点かあるんですけども、まず13ページの一番下から七、八行目に、旅費のところがありますが、研修旅費です。これ、ちょっと見ましたら、26年度が141万7,000円、それで27年度で221万2,000円で、それで補正でまた26年度並みに下がっているんですが、これは何か予定をされていたものが、この事業がなくなったという、そういうことなんでしょうか。ちょっと、ここら辺のところの変動が、意味がちょっとわかりませんので。

○議長（長谷川勝己君）　　上田消防部長。

○消防部長（上田昌善君）　　お答えいたします。

研修旅費につきましては、初任科、救急科と、それから救命士の追加講習等につきまして、人数が減りました関係上、前年度より減っております。

○議長（長谷川勝己君）　　村井正信議員。

○1番（村井正信君）　　今のは、当初は、例えば、何名か参加される予定やったんが、実際はその人数が少なくなったという、そういう意味でおっしゃっているんですか。もともと、当初、大体何名とか、そういう予定でされるというふうにはちょっと理解したんですが、いかがですか。

○議長（長谷川勝己君）　　山本消防部長。

○消防部長（山本貴也君）　　村井議員にお答えいたします。

当初は旅費が要るところで見えておりました。それが、西脇病院とかそういうふうに、気管挿管の救命士研修につきましては旅費が要らないところに研修先が変わったことから、その分の減額が一番多くなっております。そういうもので減額した要因となります。

○議長（長谷川勝己君）　　ほかに。  
村井正信議員。



○1番（村井正信君） それと、さっき、ごめんなさい、これは、ページは15ページから16ページにわたるんですが、先ほど質問にもあったんですが、要は、この17ページの上の段で、土地購入費、これが減額ということなんです、それから工事請負費の減額ということですが、この土地購入費というのが非常に大きな減額になってまして、それで、一方、繰越明許でも幾らか、これは来年の事業だという予定をされておるんですが、ちょっとここら辺、もう少し詳しく、もともと大きな金額で予定されて、結果的には少なかったのか、まだ買われていないところもあるのか、ちょっとその点を確認いたします。

○議長（長谷川勝己君） 山本消防部長。

○消防部長（山本貴也君） 27年度当初予算には、土地の購入費として3億1,669万4,000円を計上しておりました。このときの計上の経緯といいますのは、消防のほうの分ですので、価格のことには全くふなれなところが大きいので、加東市のほうへ相談に行ったときに、道路に面しているところとかそういうところのことも参考にいただきまして、意見をいただきまして、今言いましたように、3億1,600万ほどの予算を計上したらどうかということをお願いして、予算計上したわけです。ただ、この26年度に鑑定評価が出ました。その分を委託してたんなんですが、鑑定評価につきましては、この27年3月に鑑定評価が出ました。ですから、どうしても予算の計上が、27年にしたんですけれども、鑑定評価は26年にしたんですが、その分の誤差が、ずれが2カ月ほどありまして、金額が大きな予算を計上したという形になりました。そのために、今回、鑑定評価の価格を繰り越しの必要な額として繰越明許いたしまして、不用額として、鑑定評価の分、要らない部分を超える金額を減額補正いたす形になった経緯でございます。

○議長（長谷川勝己君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。

これから、第1号議案 平成27年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（長谷川勝己君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 第2号議案 北はりま消防組合行政不服審査会条例制定の件及び第3号議案  
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定  
の件

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第5、第2号議案 北はりま消防組合行政不服審査会条例制定の件及び第3号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上田消防部長。

○消防部長（上田昌善君） それでは、第2号議案 北はりま消防組合行政不服審査会条例制定の件と、第3号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきまして、一括して提案理由とその内容について御説明申し上げます。

まず、第2号議案 北はりま消防組合行政不服審査会条例制定の要旨をごらんください。

制定理由でございますが、改正行政不服審査法の平成28年4月1日施行に伴い、これまでの行政不服審査制度が抜本的に見直され、公正性の向上等の観点から、審理員制度の導入や行政不服審査会への諮問手続の新設などが整備されました。また、地方公共団体においても、審査請求がなされた場合、審査庁に対し、改正法第81条第1項に規定する機関への諮問を義務づけられたため、当組合においても、改正法に基づき、第三者機関である北はりま消防組合行政不服審査会を設置することを目的に条例制定を行うものです。

内容につきましては、議案書で御説明申し上げます。

別紙、第2号議案書をごらんください。

第1条は、設置の目的を上げております。

第2条は、審査会委員の人数を定めており、3名といたします。

第3条は、審査会委員の委嘱、任期、再任等を定めております。任期は3年といたします。

第4条は、会長の選任方法、職務等について定めております。

第5条は、改正法第74条に規定する審査会の調査権限のほかに、既存の北はりま消防組合情報公開・個人情報保護審査会の調査権限を加えることを定めております。

第6条は、会議の招集、定足数及び会議の非公開について定めております。

第7条は、守秘義務について、第8条は、審査会の庶務を総務課で処理することを定めております。

第9条は、本条例外で審査会に必要な事項は規則で定めるといたします。

附則といたしまして、この条例は、可決後、平成28年4月1日から施行とし、従前よりありました北はりま消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例につきましては、今回本条例に統合されたことから、廃止となります。

次に、第3号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の要旨をごらんください。

制定理由ですが、平成26年6月に公布された改正行政不服審査法において、公正性や利便性の向上等の観点から、審理員制度の導入、行政不服審査会への諮問手続の導入、不

服申し立ての手続を審査請求に原則一元化、審査請求期間が60日から3カ月に延長されるなど、これまでの行政不服審査制度が抜本的に見直され、平成28年4月1日に施行されることに伴い、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により関係する法律が改正されることとなりました。このような行政不服審査制度を全面的に見直すための改正法、整備法を受けて、当組合においても条例を改正する必要性が生じたため、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定し、所要の改正を行うものです。

制定内容については、(1)北はりま消防組合行政手続条例の一部改正を第1条で行い、改正内容は、用語等の整理をすることです。

(2)北はりま消防組合公開条例の一部改正を第2条で、北はりま消防組合個人情報保護条例の一部改正を第3条で行い、内容につきましては、それぞれ、ア、不作為事件についても審査会の諮問対象に追加すること。イ、改正法における審理員による審理手続等に関する規定を適用対象外とすること。ウ、諮問先を「北はりま消防組合情報公開・個人情報保護審査会」から「北はりま消防組合行政不服審査会」に改めること。エ、用語の整理を行うことです。

(3)北はりま消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を第4条で行い、内容は、用語の整理を行うことです。

(4)北はりま消防組合特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を第5条で行い、内容は、報酬額を定める別表第1中「情報公開・個人情報保護審査会委員」を「行政不服審査会委員」に改めます。

(5)北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正を第6条で行い、内容は、現行の行政不服審査法の条項を引用しているため、改正法の条項に改めることです。

(6)北はりま消防組合手数料条例の一部改正を第7条で行い、内容は、改正法に基づく写しの交付手数料を規定するもので、審理員及び審査会が行う手数料の減額、免除について規定いたします。

施行期日は、可決後、平成28年4月1日といたします。

新旧対照表を添付しておりますので御確認ください。

以上で、第2号議案、第3号議案の一括提案説明とその内容についての説明とさせていただきます。

慎重審議の上、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(長谷川勝己君) これでは討論を終わります。

それでは、議題のうち、まず最初に、第2号議案 北はりま消防組合行政不服審査会条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(長谷川勝己君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、第3号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(長谷川勝己君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 第4号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

○議長(長谷川勝己君) 次に、日程第6、第4号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防部長、上田昌善君。

○消防部長(上田昌善君) それでは、第4号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

要旨をごらんください。

制定理由ですが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布され、平成28年4月1日からの施行に伴い、所要の改正を行うものです。

制定内容については、改正法の施行に伴い、地方公務員法第24条第2項が削られたため、引用条項の項ずれが発生するため、「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めることとなります。

当組合条例において、三つの条例において引用していることから、(1)北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例を第1条で、(2)北はりま消防組合職員の給与に関する条例を第2条で、(3)北はりま消防組合職員等の旅費に関する条例を第3条で、それぞれ改正するものです。

施行期日は、可決後、平成28年4月1日といたします。

新旧対照表を添付しておりますので御確認ください。

以上、簡単ではございますが、第4号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件についての提案理由とその内容の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。

これから、第4号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（長谷川勝己君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第7 第5議案 北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件**

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第7、第5号議案 北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上田消防部長。

○消防部長（上田昌善君） それでは、第5号議案 北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

要旨をごらんください。

改正理由でございますが、学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行され、現行の小学校、中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定されることに伴い、北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、所要の改正をするものです。

改正内容につきましては、勤務時間条例第8条第1項第2号中の「小学校」の字句に、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む内容に改めることです。

施行期日につきましては、可決後、平成28年4月1日といたします。

新旧対照表を添付しておりますので御確認ください。

以上、簡単ではございますが、第5号議案 北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案理由とその内容の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。

これから、第5号議案 北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（長谷川勝己君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第8 第6号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件**

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第8、第6号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上田消防部長。

○消防部長（上田昌善君） それでは、第6号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

要旨をごらんください。

改正理由でございますが、平成27年人事院勧告において、官民の給与格差を考慮して、若年層を重点に給料表の水準の引き上げを行うことを勧告しております。北はりま消防組合においても、これらのことを基本姿勢とし、人事院及び兵庫県人事委員会の勧告、構成市町の給与改正の動向を踏まえ、北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

改正内容については、まず、第1条において、公民較差等に基づく給与水準改定として、ア、民間給与との較差を踏まえ、初任給・若年層を重点に引き上げをすること。イ、勤勉

手当の支給月数を0.1月分の引き上げをすること。ウ、所要の整理を行うことの改正を行います。

第2条として、勤勉手当の支給月数の調整として、第1条関係に規定する6月・12月の勤勉手当の支給月数を均等にすることとします。

施行期日につきましては、可決後、第1条関係は公布の日から、第2条関係は平成28年4月1日といたします。

新旧対照表を添付しておりますので御確認ください。

以上、簡単ではございますが、第6号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についての提案理由とその内容の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。

これから、第6号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（長谷川勝己君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 第7号議案 北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第9、第7号議案 北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上田消防部長。

○消防部長（上田昌善君） 第7号議案 北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

要旨をごらんください。

改正理由ですが、第1条関係として、被用者年金制度の一元化に当たり、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令が平成27年9月30日に公布され、地方公務員災害補償法施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

第2条関係として、労働災害補償保険法による年金たる保険給付と同一の事由により厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合の労災年金に乗じる調整率の改定により、地方公務員災害補償法施行令においても調整率が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、第1条関係、併給調整の対象となる年金の種類と調整率について、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、共済年金制度が厚生年金保険制度に統一されるため、年金たる補償と年金たる給付が同一の事由により支給される場合の調整に係る規定を整理し、平成24年一元化法附則第41条第1項及び第65第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金については、厚生年金と同様の性質を有するため、併給調整の対象とすること。

次に、第2条関係としまして、ア、傷病補償年金と障害厚生年金が支給される場合の調整率の改定として、地方公務員災害補償法による年金たる補償のうち、傷病補償年金と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を改めること。イ、休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改正として、地方公務員災害補償法による休業補償と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を改めることとあります。

施行期日は、可決後、第1条関係は公布の日から、第2条関係は平成28年4月1日といたします。

新旧対照表を添付しておりますので御確認ください。

以上、簡単ではございますが、第7号議案 北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についての提案理由とその内容の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。



(「なし」の声あり)

○議長(長谷川勝己君) これですべての討論を終わります。

これから、第7号議案 北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(長谷川勝己君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 第8号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(長谷川勝己君) 次に、日程第10、第8号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上田消防部長。

○消防部長(上田昌善君) それでは、第8号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

要旨をごらんください。

改正理由でございますが、対象火気省令の施行後10年以上が経過し、当初、対象火気省令で想定していなかった設備及び器具が流通してきた現状を踏まえ、対象火気省令の別表が改正され、当該設備及び器具の名称並びに当該設備及び器具に係る離隔距離に関する規定が追加されたことに伴い、火災予防条例についても、別表第3に当該設備及び器具の名称並びに当該設備及び器具に係る離隔距離を追加するものです。

改正の内容について御説明申し上げます。

(1) ガスグリドルつきこんろを追加し、その離隔距離を定めること。

(2) 入力5.8キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器を追加し、その離隔距離を定めること。

(3) 別表第3に規定する電気こんろ・電気レンジ・電磁誘導加熱式調理器を電気調理用機器に統合すること。

(4) その他所要の整理を行うことの4点でございます。

施行期日につきましては、可決後、平成28年4月1日といたします。

新旧対照表を添付しておりますので御確認ください。

以上、簡単ではございますが、第8号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件についての提案説明とその内容の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。

これから、第8号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（長谷川勝己君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 第9号議案 平成28年度北はりま消防組合一般会計予算

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第11、第9号議案 平成28年度北はりま消防組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本消防部長。

○消防部長（山本貴也君） 第9号議案 平成28年度北はりま消防組合一般会計予算につきまして、提案理由を説明申し上げます。

平成28年度予算は、平成27年度の署所配置計画による、西脇消防署耐震補強、車庫建てかえ、出張所建設事業、加東消防署建設事業、北はりま消防組合職員定数条例の一部改正による新規職員採用による経費、それと、消防体制整備計画に基づく消防車両更新事業が主な事業となります。

それでは、予算書により説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ51億1,181万6,000円と定めます。

第2条、地方債ですが、4ページをごらんください。

第2表で、消防施設整備事業の起債の限度額を1億6,260万円とし、表の条件により起債を発行いたします。

1ページにお戻りください。

第3条の一時借入金は、平成28年度中における資金不足を補い、各事業の円滑な執行を確保するために、借入限度額を3,000万円と定めるものでございます。

次に、2ページです。

第1表、歳入歳出予算によりまして説明申し上げます。

歳入です。

第1款分担金及び負担金は、各事業の収入財源を差し引いた収入不足額49億3,968万1,000円を、第2款使用料及び手数料は240万2,000円を、第5款財産収入は基金利子分18万5,000円を、第8款繰越金は100万円を、第9款諸収入は、組合預金利子、受託事業収入、雑入を合わせて594万8,000円を、第10款組合債は1億6,260万円を計上し、歳入合計は51億1,181万6,000円となります。

次に3ページの歳出です。

第1款議会費は37万4,000円を、第2款総務費では2,695万3,000円を、第3款消防費は47億8,739万1,000円を、第4款公債費は2億9,309万8,000円を、第5款予備費は400万円を計上し、歳出合計は51億1,181万6,000円となります。

次に、歳入歳出予算事項別明細書で詳細な説明を申し上げます。

8ページをお開きください。

歳入です。

第1款分担金及び負担金は49億3,968万1,000円で、前年度と比較しまして、22億6,058万2,000円の増額となっております。

主な増額の理由は、西脇消防署耐震補強及び車庫建替事業、出張所建設事業、加東消防署建設事業のための西脇市と加東市の負担金の増額です。

負担金の内訳は、西脇市18億4,830万円、加西市6億8,751万1,000円、加東市20億1,819万2,000円、多可町3億8,567万8,000円です。

第2款使用料及び手数料は、危険物施設の許可申請等に係る法定手数料及び諸証明手数料で、昨年と比較して、20万5,000円減額となる240万2,000円を計上しています。

第5款財産収入は、財政調整基金積立金と消防施設整備基金積立金の利子分として18万5,000円を計上し、第8款繰越金は100万円を計上しています。

第9款諸収入、第1項組合預金利子として1,000円を、第2項受託事業収入は、兵庫県から管理委託を受けております多可町内の三つのトンネルの非常警報装置の管理受託収入で、136万2,000円を、10ページになります、第3項雑入は、消防学校入校個人負担金や保険事務収入等で458万5,000円を計上し、前年度と比較して、68万6,000円の増額となっております。消防学校入校負担金の増額が主な理由です。

第10款組合債は、1億6,260万円を計上し、前年度と比較して、4,960万円の増額となっております。これは、28年度の車両経費1億6,260万円です。

12ページをお開きください。

歳出です。

第1款議会費は、37万4,000円は、議員報酬及び議会運営に要する経費でございます。

第2款総務費は、2,695万3,000円を計上し、前年度と比較しますと、13万2,000円の減額です。委員報酬のほか、財務会計システム及び人事給与システムの管理費、例規集データベース更新等の事務管理経費などの経常経費となります。本年度は、13節委託料に、顧問弁護士委託料を計上、14ページになりますが、25節積立金は、消防施設整備基金積立2,000万円を計上しています。

第3款消防費、第1目常備消防費は19億8,280万円で、前年度と比較いたしまして、5,609万7,000円の増額となっています。

増額となりました理由は、人件費は、定期昇給、新規採用人数の増、委託料は、通信指令施設保守委託料の皆増が主な要因です。賃金は、短期再任用者の減、需用費、役務費は、事業費の見直し等により減額としております。

2節給料は、前年度と比較して、2,205万2,000円増の8億716万円、3節職員手当等は、前年度と比較して、1,526万円増の5億4,751万7,000円、4節共済費は、前年度と比較して、14万3,000円増の2億6,334万4,000円です。7節賃金は、前年度と比較して、690万円減額の663万5,000円、8節報償費は、3万円減額の31万4,000円、9節旅費は、前年度と比較して、4万円減額の284万9,000円、11節需用費は、新規採用者の増員による被服費の増額はありますが、署所経費等の見直しで、前年度と比較して、291万8,000円減額の7,017万1,000円、12節役務費では、電話使用料等の減額により、前年度と比較して、184万2,000円減額の3,002万9,000円、13節委託料では、通信指令施設保守委託料の皆増により、前年度と比較して、2,837万1,000円増額の4,209万3,000円、17ページになります、14節使用料及び賃借料は、自動車借り上げ料の増加などで、前年度と比較して、26万9,000円増額の1,346万2,000円、18節備品購入費は、事務用備品、救急用備品、消防用備品で減額となりましたが、署所整備備品の増額により、前年度と比較して、136万4,000円増額の1,398万1,000円、19節負担金、補助及び交付金は、研修負担金、退職手当組合負担金は減額、行政職員派遣負担金の皆増により、前年度と比較して、100万9,000円増額の1億8,364万2,000円、19ページとなりますが、27節公課費は、27台分の重量税144万円です。

第2目消防施設費は28億459万1,000円で、前年度と比較いたしまして、22億1,620万2,000円の増額となっています。

大幅な増額となった理由は、冒頭にも説明いたしましたが、西脇消防署耐震補強、車庫建替事業、出張所建設事業、加東消防署建設事業費です。

9節旅費は15万5,000円、12節役務費は36万5,000円、13節委託料は、

前年度と比較して、1億538万2,000円増額の1億2,218万4,000円で、加東消防署の設計委託料、地質調査委託料、消防庁舎等建設に係る工事監理委託料となっています。15節工事請負費は、前年度と比較して、23億8,949万9,000円増額の25億1,168万8,000円です。西脇消防署耐震補強及び車庫建替工事9億1,500万円、出張所建設工事3億円、加東消防署建設工事12億5,346万2,000円、指令システム移設工事に3,997万5,000円を計上しています。18節備品購入費は、前年度と比較して、3,520万円増額の1億6,520万円で、水槽付消防ポンプ自動車2台、高規格救急自動車1台、事務用連絡車1台の合計4台の車両購入費です。27節公課費は車両重量税の24万7,000円です。

第4款公債費は2億9,309万8,000円で、前年度と比較しまして、3,953万9,000円の増額となっています。

増額の理由といたしましては、償還元金で、26年度借入元金償還が増額となることから、4,007万8,000円増額の2億8,679万4,000円となります。利子及び割引料では、平成26年度の借入利率確定等により、53万9,000円の減額の627万8,000円と、一時借入金利子2万6,000円を合わせた630万4,000円を計上しています。

第5款予備費は、予期せぬ支出に備え、前年と同額の400万円を計上しております。

なお、予算書20ページ以降につきましては、20ページから23ページが給与費明細書、24ページが債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書です。

以上、第9号議案 平成28年度北はりま消防組一般会計予算の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、議決いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

村井正信議員。

○1番（村井正信君） 1番、村井です。

ちょっと何点か、まとめてお尋ねをいたします。

まず、16ページなんですけど、この真ん中あたりに賃金というのがあります。これは、嘱託賃金と、それから、先ほどお話をされておりましたその他賃金、いわゆる再雇用者の賃金ということなんですけど、これは24年か25年の決算書を見てましたら、これは再雇用者の賃金というふうに明記してありましたが、もともとその他の賃金が、本来の賃金、嘱託職員の賃金よりもその他のほうが大きくなるということは、このその他というのは、あくまでも端数ぐらいの数字じゃないかと思うんですけど、これは少し、やっぱり明記、何々の賃金ということ明記されるほうがいいんじゃないかというふうに思いますので、それについての答弁をお願いします。

それと、もう少し下に、先ほど補正のところでもちょっとお尋ねをしましたが、この研修旅費についてなんですけれども、これ、また、ことしも予算が230万円余り乗っております。これは、西脇で研修なり受けられたら、そしたら、これは金額的に低くなるということなんです、これはどないですか、全額、旅費が要るところを見ていらっしゃるというふうに想定をするわけなんです、これは一定、もともと西脇でもするというので想定した予算にできないかというのが2点目です。

それから、もう少し、ちょっとまとめてお尋ねをいたします。

それと、その次の17ページなんです、この一番下に、行政職員派遣負担金、これが1,000万円余りあります。これは、27年度の2号補正でも1,900万円余り出ておりました。それで、補正ということは、この3月で、あと少しの間に1,900万円ということなんです、これが、ことし、28年度で約1,000万円出ておりますが、これは、もともと何年か前にも行政職員の派遣ということはありましたけれども、ちょっと、これは具体的にどういうものなのかということをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（長谷川勝己君） 石古消防長。

○消防長（石古 覚君） 1番議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の賃金の件で、その他賃金という名称を今使っておるというような形の部分の中で、やはり特定した名称を使うべきであろうというような御指摘だったと思います。そういうことで、今ありましたように、再任用職員の賃金というものと、それと嘱託職員の賃金というような形のもので、今、賃金は分かれておりますので、今後そのように明示していきたいと、このように思います。

それと、2点目の旅費の関係なんです、普通旅費、研修旅費、特に研修旅費の分になるんですけども、この場合につきましては、御指摘のとおり、特定できればいいんですが、これ、まだ、研修場所というのは、例えば、ここらの東播地域とか、そういう県下とかいう形の割り振りがありまして、どこへ研修に行くかというのが、まだ確定はしてないものがあります。そういう関係で、やはり最大、例えば、神戸に行く場合でしたら、神戸の旅費が必要になってきますし、そういう形になったときに、やはり最高額を持っていくというふうな予算計上をしております。ですから、今回ありましたように、西脇で研修を受けるというような状況になれば、当然そういうものが発生しなくなってくるということになってくるわけなんです、とりあえず計上としてはそういう計上をさせてもらっています。

それと、もう一点の行政職員派遣の負担金の件なんです、27年度の補正予算で約2,000万円の補正があったと思いますが、当初、この行政職員の給与につきましても、負担金として上げるべきところが、計上ミスというような形のものでございまして、それが26年度のといえますか、26年の2月ごろにその行政職員のことが決まりましたので、

26年度の分については当初予算には計上されておりました。その後、27年度につきましても計上すべきところを、計上ミスというような形のもので発生しまして、2カ年の分がそのまま計上できずに、未払いのままになっているというような状況になりまして、補正予算では2カ年のものをこの2号補正で計上させていただいたということで、2カ年分ということになっております。そして、この28年度の予算につきましても、行政職員1名分の給与費というものを計上させていただいておるということになります。

○議長（長谷川勝己君） 村井正信議員。

○1番（村井正信君） 1番、村井です。

ということは、26年度と27年度ということですよ。そしたら、26年度の支払いというのは、これはまだ、どちらへされるかわかりませんが、まだそれはされていないという、そういう形になっておるんですか。

○議長（長谷川勝己君） 石古消防長。

○消防長（石古 覚君） そのとおりでございます。

○議長（長谷川勝己君） 村井正信議員。

○1番（村井正信君） それで、相手先の方が、それでよろしければということでもいいんですけども、計上漏れというのは、できるだけ今後はちょっとちゃんとしていただいたらというふうに思います。

それと、最後にもう一つお尋ねをします。

先ほど説明をされていたかもわかりませんが、ちょっと私、そこら辺の数字をきっちりメモしていなかったんですが、19ページの、今回、大きな目玉といいますか、大きな施策になってくると思うんですが、工事の請負等、これは、西脇と東条ということをおっしゃってございましたけれども、それぞれの工事の大体予算額と、それから、この28年度、大体どのぐらいの日程といいますか、この事業の素案の日程、大体いつごろぐらいというのが、予定があるのであれば、それを一つ報告をお願いします。

それと、備品購入費の自動車購入費なんですが、これ、消防体制整備計画資料をちょっと見せていただきましたら、28年度の投資的経費に、例えば、多可、西脇のタンク車、救急車とかいうふうに、ずっと予定が書いてあるんですけども、大体これに添って、今、ここ上げられている分については、大体そのものと理解したらいいんでしょうか。

以上です。

○議長（長谷川勝己君） 山本消防部長。

○消防部長（山本貴也君） まず、工事費の内容から説明させていただきます。

まず初めに、西脇消防署の耐震補強と車庫の工事が9億1,500万円です。それと、西脇消防署の所管する出張所です。これが3億円です。それと、加東消防署の分が12億5,346万2,000円。消防庁舎等に関する建設費は以上でございます。

それと、続きまして、消防車両の更新ですが、おっしゃいましたように、消防体制整備

計画にのっとってしておりますが、ただし28年度につきましては、工事請負費の中にもありましたように、西脇管内に新しく出張所ができます。その分が、来年、29年4月から稼働する形になりますので、そこへ配置する水槽付消防ポンプ車を1台購入いたします。

それと、後先になりまして済みません。工事の進捗状況に関する分なんです、今言いましたように、出張所につきましては今年度、28年度の末までに完成して、4月から運営できるような体制になります。

それと、西脇消防署の耐震補強と加東消防署の建設事業につきましては、構成市町の負担金で行うわけなんです、緊急防災事業という起債を借ります。この起債につきましては、28年度が最終年度になるところです、国のほうが。ですので、この起債を活用するために、今のところは28年度で事業を完成するような計画をしておりますが、やはり工事的には多分繰越明許、両方、二つの事業につきましては、29年度への繰り越し事業となり、29年度には完成する予定の2カ年の計画で進める形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（長谷川勝己君） ほかに。

三宅利弘君。

○6番（三宅利弘君） 9ページです。補正予算のときもちょっとお尋ねしたんですけれども、やはり今、消防費、負担金、これがそれぞれ各市かなり違います。今、加東市、あるいは西脇市の建てかえの部分がここへ算入されているということなんですけれども、もともとその基準というものがあろうかと思えます。人頭割、あるいは均等割、いろんな負担割合があると思うんですけれども、ここでその説明をしていただいても、なかなか、これ、難しいと思いますので、後で、この負担割合の表を後でつけていただけるでしょうか。後で結構です。

○議長（長谷川勝己君） 山本消防部長。

○消防部長（山本貴也君） わかりました。構成市町の2：8のルール分の負担の割合の分、それと、特に西脇市の分、加東市の分につきましては、建設事業の負担金がわかるような資料をつけて、後日にでもよろしいですか。渡すようにいたします。

○議長（長谷川勝己君） ほかに。

それでは、三宅議員より要望のあった資料を後日配付いたさせていただきます。よろしくお願いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）



○議長（長谷川勝己君）　これで討論を終わります。

これから、第9号議案　平成28年度北はりま消防組合一般会計予算を採決いたします。  
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（長谷川勝己君）　起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12　同意第1号　北はりま消防組合監査委員（議会議員）の選任の件

○議長（長谷川勝己君）　次に、日程第12、同意第1号　北はりま消防組合監査委員の選任の件を議題といたします。

地方自治法117条の規定により、8番、笹倉政芳君の退場を求めます。

提出者の説明を求めます。

管理者、安田正義君。

○管理者（安田正義君）　それでは、同意第1号　北はりま消防組合監査委員の選任の件につきまして御説明を申し上げます。

北はりま消防組合議会議員のうちからの監査委員といたしまして、多可郡多可町加美区奥荒田148番地1、笹倉政芳議員が適任者でございますので、北はりま消防組合議会議員のうちからの監査委員として選任をいたしたく、議員の皆さん方の同意を賜りたく思っております。人事の案件でございます。何とぞ満堂の御賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（長谷川勝己君）　提出者の説明が終わりました。

人事案件でございますので、質疑、討論を省略したいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君）　異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これから、同意第1号　北はりま消防組合監査委員の選任の件を採決いたします。

本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（長谷川勝己君）　起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

本件の採択が終わりましたので、8番、笹倉政芳君の入場を許可いたします。

以上で、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

これをもって、第17回北はりま消防組合議会定例会を閉会といたします。

午後3時20分　閉会

挨拶

○議長（長谷川勝己君） 閉会に当たりまして、一言、お礼を申し上げます。

今期定例会に付議された案件につきましては、議員各位の慎重な御審議により、滞りなく議了できましたことを厚くお礼を申し上げます。

管理者以下執行者におかれましては、消防組織、施設の充実につながるよう、一層の御精進と御尽力を賜りますことを願うものでございます。

議員各位におかれましても、体調管理には十分に御留意されまして、ますます御健勝にて議会活動に御精進あらんことを期待いたしまして、閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

管理者、挨拶をお願いいたします。

管理者、安田正義君。

○管理者（安田正義君） それでは、第17回北はりま消防組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼なりを申し上げたいと思います。

ただいまは私ども提案を申し上げました案件につきまして、それぞれ原案のとおり決定をいただきました。そして、また、笹倉議員を監査委員に選任することにつきまして、同意をいただいたところでございます。心からお礼を申し上げます。

圏域の住民の皆さんが、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて、より一層、事務事業の推進に取り組んでまいり所存でございます。何とぞ議員各位の御理解、または御指導を賜りますことを心からお願いを申し上げます。

いよいよ、3月の定例会が迫ってまいりました。構成各市町におきます定例会が迫ってまいりました。議員各位の御自愛あつての御活躍を心からお祈り申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長谷川勝己君） 管理者の挨拶が終わりました。

これをもって散会いたします。

本日は御苦勞さんでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北はりま消防組合議会議長 長谷川 勝 己

会 議 録 署 名 議 員 三 宅 利 弘

会 議 録 署 名 議 員 長谷川 幹 雄